

2003年1月27日

特定政策評価委員会

委員長 宮脇 淳 様

(社) 北海道自然保護協会

会長 俵 浩三

十勝自然保護協会

会長 安藤 御史

日高横断道路（道道静内中札内線）の特定政策評価に関する緊急要望書

去る1月23日に行われた貴委員会の席上、北海道から「特定政策評価調書（案）」が提示されました。この評価結果の要点は、「必要性、妥当性は認められるが、優先性が低下している」ので、「道としては、当分、新規の改築工事は行わない」というものです。

しかし当日の貴委員会では、「必要性、妥当性があるという認識は、当委員会での論議の流れを踏まえていない」「『当分』という表現はあいまい」「必要性、妥当性があるという認識があれば、優先性の状況が変化したときに問題を残す」などの趣旨の意見が続出したことから明らかなように、きわめて問題の多い案です。

この案は、当該事業を執行中の当事者が、自ら「客観的かつ厳格な評価」を行うことができないという限界を露呈したものに他なりません。そこで第三者機関である貴委員会の存在意義が大きくクローズアップされてきます。いうまでもなく貴委員会の使命は「評価の客観的かつ厳格な実施を確保する」こと（北海道政策評価条例第14条）にあります。

したがって次回開催の委員会での最終意見とりまとめに当っては、北海道の案を追認することなく、貴委員会での論議の流れを踏まえ、「必要性、妥当性が認められないこと」「当分、行わない、という表現は不適当なので中止とすること」を明確に盛り込むよう、よろしくご審議くださいますよう、お願い申しあげます。

なお「当分、行わない」というのは、「凍結」に相当します。凍結はいつか溶ける可能性があるため、地元の促進関係者は再開を期待しつづけ、代替対策の提示もできないでしょう。行政のトップが交替すれば、凍結が解除される可能性も残します。また現場はいつでも再開できるようメンテナンスが必要となりますから、無駄な費用を費やすことになります。自然再生が必要な部分の対策も講じられません。そして何よりも、21世紀の日高山

脈の自然はいかにあるべきか、についてのビジョン（例えば北海道遺産）が描けません。これらのことは北海道の将来に禍根を残すことになります。多くの道民は、凍結のような中途半端な結論を決して望んでいないと思われます。

また当該道路の必要性、妥当性、優先性に関して、貴委員会での論議とならなかつたことで、今回の「案」に関わる問題点を下記に例示しますので、審議の参考としていただければ幸いです。

記

1 日高山脈の自然は日本一の優れた原始境

日高山脈は日本に残された最大の原始境で、しかも地形・地質や動植物は、貴重な特異性を有する優れた自然環境であり、その心臓部を貫く道路は建設すべきではなく、原始的で優れた自然環境をそのまま将来に向けて保存することの方が、21世紀の価値観として重要なこと。（「日高山脈襟裳国定公園の自然の特質を理解するための参考資料」〔02年10月、北海道自然保護協会〕を参照）

2 道路建設の目的である資源開発の効果なし

案の必要性（p. 51）は、「日高と十勝を結び、道央と道東を結ぶ」ため必要としているが、これは開発道路部分の完成にかかっている。しかしこの開発道路は「資源開発のため必要」として選定されたものである（案p. 15）にもかかわらず、知事は資源開発効果を發揮できる根拠を説明できない（案の資料p. 47～48）。すなわち建設の目的を達成できないことが明白なので、必要性が認められない。

3 根本的な誤りに気づかぬ観光政策

案の必要性、妥当性（p. 51）では、観光による地域振興が大きな柱となっている。ここでいう観光は、例えば「“森と海と優駿の里”ステージ21」（案p. 9）の振興であるが、この対象地はほとんど国定公園区域外である。日本一の優れた原始境を誇る国定公園の心臓部を傷つけながら、国定公園の利用に役立たない（公園計画に該当しない）道路を建設し、公園区域外の観光振興を図ると主張するのは、観光資源の資質を逆転させた（地方レベルを生かすため全国レベルを殺す）愚策としかいいようがなく、合理性、妥当性が認められない。

以上に例示したことだけでも、当該道路の必要性、妥当性、優先性は認められない。